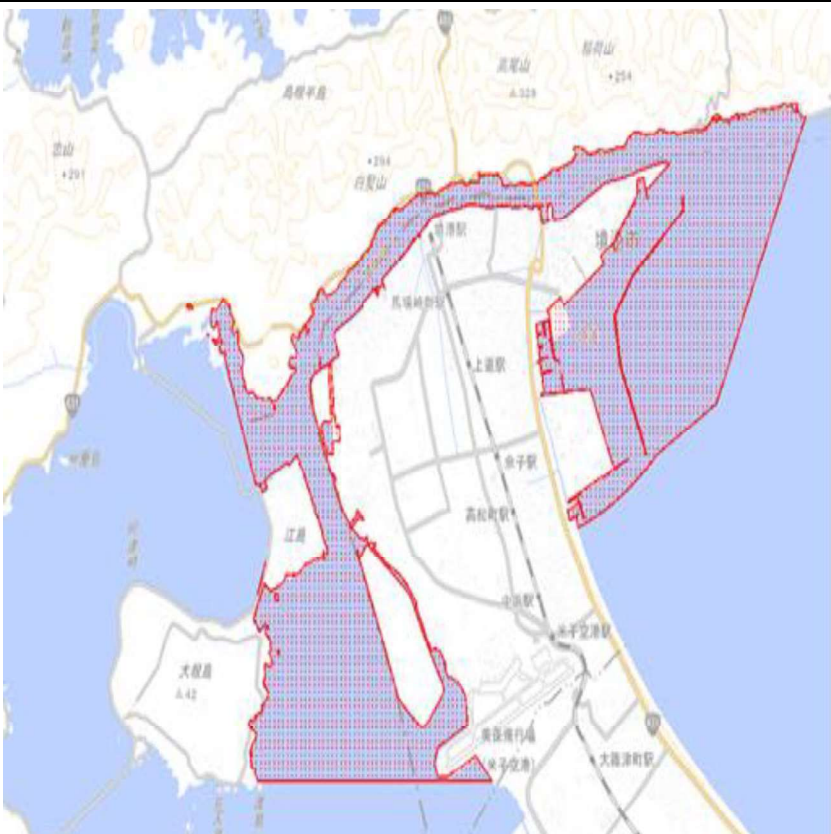


港則法適用港港域概略図

「境海上保安部管内（鳥取県及び島根県（出雲市以東及び隠岐諸島に限る。）」

	
港 名	境港
区 域	美保関三角点（一六七メートル）（北緯三五度三四分東経一三三度一八分二七秒）から二一三度三〇分一、二六〇メートルの地点から二〇六度三、七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、境港指向灯（北緯三五度三二分五二秒東経一三三度一四分二二秒）を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円弧のうち同灯から一三八度三〇分に引いた線以南であって、かつ、一六四度に引いた線以東の部分、和名鼻（北緯三五度三一分五三秒東経一三三度一〇分四九秒）から一五五度に江島まで引いた線、大根島亀崎東端から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面